

1 年未満保存

地発第 0329002 号
基総発第 0329001 号
職総発第 0329001 号
雇児雇発第 0329004 号
平成 16 年 3 月 29 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省大臣官房地方課長
(公印省略)
厚生労働省労働基準局総務課長
(公印省略)
厚生労働省職業安定局総務課長
(公印省略)
厚生労働省雇用均等・児童家庭局
雇用均等政策課長
(公印省略)

平成 16 年度 業務運営に係る重点化ガイドラインについて

業務運営の重点化については、平成 13 年 3 月 27 日付け地発第 127 号、基総発第 5 号、職総発第 17 号、雇児雇発第 7 号「業務運営の重点化について」により指示しているところであるが、今般、平成 16 年度における業務運営の重点化を図る上でのガイドラインを別添 1～3 のとおり策定したところである。

各都道府県労働局（以下「局」という。）においては、これを踏まえて、管轄区域における産業、就業構造、行政需要、行政課題等の状況を勘案し、局はもとより管内の労働基準監督署及び公共職業安定所における業務の優先順位を明確にした上で、重点指向に徹した業務運営を図られたい。

平成16年度 労働基準行政及び労働保険適用・徴収業務に係る
重点化ガイドラインについて

各印の意味は、以下のとおりである。

☆ 印：新規事項

× 印：本省実施事項

○ 印：全局・署において実施する業務

△ 印：各局・署において、管内状況等を勘案して実施する業務

色塗り：受動業務

重点施策	実施事項	内 容	新規事項 (☆)	本省実施 事項(×)	重点化 (○・△)	根拠通達等
1 労働条件の 確保・改善等	(1) 労働契約に 係るルールの 明確化の推進	本年1月より施行された改正労働基準法における改正内容である解雇に係る規定の整備や有期労働契約の見直しについては、施行通達(平成15年10月22日付け基発第1022001号)及び周知通達(平成15年10月22日付け基発第1022002号)に基づいて、同改正法の周知及び円滑な施行を図ることにより、労働契約に係るルールの明確化等を推進する。 具体的には、解雇については、労働基準法第18条の2の規定の趣旨について、関係する判例・裁判例とともに周知を図り、また、就業規則への「解雇の事由」の記載の徹底を指導し、併せて「解雇の事由」ができる限り明確に記載されるよう、使用者からの相談に応じ、必要な援助を行う。 また、有期労働契約については、有期労働契約が労使双方から良好な雇用形態の一つとして活用されるよう、契約期間の上限を延長した改正規定の円滑な施行を図るとともに、「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」に関しても、必要な助言及び指導を行うことにより、その遵守の徹底を図る。	☆		○	平15.10.22基発第1022001号 平15.10.22基発第1022002号 平15.12.26基発第1226001号 平15.12.26基監発第1226001号
	(2) 労働時間に 関する法定労 働基準等の遵 守徹底	(ア) 時間外労働の限度基準の遵守の徹底 長時間にわたる時間外労働の抑制を図り、また過重労働による健康障害を防止するため、労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準(以下「限度基準」という。)が遵守されるよう、引き続き使用者、労働組合等の労使当事者に対し周知・指導を行い、遵守の徹底を図る。			○	平11.2.17基発第70号 平13.3.31基発第280号 平16.2.17基発第0217001号 平16.2.18基発第0218004号
		また、特別条項付き協定を締結する場合の「特別の事情」は「臨時的なものに限る」ことを明確にする限度基準の改正が、本年4月1日より施行されることから、施行通達(平成15年10月22日付け基発第1022003号)を踏まえ、労使当事者に対し、同改正内容の周知・指導を行い、遵守の徹底を図る。	☆		○	平15.10.22基発第1022003号
		(イ) 労働時間管理の適正化の徹底 賃金不払残業の解消を図るため、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」の遵守を重点とした監督指導等を引き続き実施するとともに、「賃金不払残業総合対策要綱」に基づき「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」の周知を図り、労使の自主的な改善を促すなど総合的な対策を推進する。 また、時間外・休日労働協定の適正な締結、届出及び締結された協定の限度時間等の遵守の徹底を図るとともに、時間外労働等に係る割増賃金の適正な支払等法定労働条件の履行確保に努め、重大かつ悪質な事案に対しては、司法処分を含め厳正に対処する。			○	平13.4.6基発第339号 平15.5.23基発第0523003号 平15.5.23基発第0523004号
	(3) 一般労働条 件の確保・改善 対策の推進	(ア) 法令遵守の徹底 すべての労働者が適法な労働条件の下で安心して働くことができるようにするため、一般労働条件の確保・改善対策を一層積極的に推進する。 そのため、(2)(イ)に前掲した労働時間管理の適正化のほか、最も基本的な労働条件である賃金の支払、解雇を行う場合の法定の手続の履行など、労働基準関係法令の遵守徹底を図る。 また、労働基準関係法令違反に対しては、厳正に対処する。			○	平11.2.17基発第70号 平11.4.16基発第250号 平12.2.24基発第91号 平14.3.26基発第0326010号 平16.2.17基発第0217001号

重点施策	実施事項	内 容	新規事項 (☆)	本省実施 事項(×)	重点化 (○・△)	根拠通達等
		(イ) 経済、企業動向の変化に伴う労働条件の履行確保 管内の経済・雇用情勢や企業の動向を注視し、企業倒産、事業場閉鎖、人員削減、労働条件の引下げ等に伴い法定労働条件の履行確保の問題が懸念される事案に対しては、早期に情報を把握し、賃金をはじめとする労働債権の確保や社内預金の保全等について迅速かつ的確な対応を図る。 また、労働基準関係法令上の問題が認められる賃金不払、解雇等に係る申告・相談がなされた場合には、申告者・相談者が置かれている状況に十分配慮を払い、その解決のための迅速かつ的確な対応を図る。			○	平6.3.16基発第140号 平8.2.20基発第69号 平13.9.25基発第852号 平16.2.17基発第0217001号
	(4) 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営	企業の倒産件数に減少傾向が見られるものの、依然として本制度の利用が高水準で推移していることを踏まえ、企業倒産により賃金の支払を受けられない労働者の救済を図るため、引き続き迅速かつ適正な対応を図る。				平10.6.17基発第367号 平13.12.19基発第1091号
	(5) 企業倒産等の場合における労働債権の取扱いについて	「担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律」が本年4月1日から施行されることに伴い、先取特権を有する労働債権の範囲が拡大されること等について、別途送付するパンフレット等を利用し周知を図る。				
	(6) 最低賃金制度の適正な運営	最低賃金制度については、我が国経済の動向、地域の実情を踏まえ適正な運営を図る。特に、産業別最低賃金については、平成14年12月に取りまとめられた「中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告」を踏まえ、引き続き地方最低賃金審議会において円滑・適切な運営に努める。 また、最低賃金法の履行を確保するため、最低賃金のより一層の周知徹底を図るとともに、問題のある地域、業種、職種等を的確に把握し、監督指導等を行い、その遵守の徹底を図る。			○	昭61.3.31基発第188号 平12.12.15基発第14号 平14.12.6基発第1206001号 平14.12.26基発時発第1226001号
					△	平16.2.17基発第0217001号
	(7) 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進	(7) 自動車運転者 長時間労働を原因とする重大な交通労働災害が発生していることから、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」等の周知及び遵守を徹底するとともに、過労運転事案については、関係行政機関とも連携を図り、引き続き自動車運転者の労働条件の改善を図る。また、併せて3(1)(ウ)に後掲する交通労働災害防止対策を推進する。 (イ) 介護労働者 介護サービスに従事する労働者の法定労働条件の履行確保を図るため、引き続き労働基準関係法令の遵守徹底を図る。 (ウ) 医療機関の労働者 医療機関における休日及び夜間勤務の適正化を引き続き推進する。			△	平元.3.1基発第92号 平元.3.1基発第93号 平9.3.26基発第201号 平11.4.1基発第191号 平16.2.17基発第0217001号
					△	平15.6.30基発第0630008号 平15.6.30基監発第0630002号 平16.2.17基発第0217001号 平16.2.17基監発第0217001号
					○	平14.3.19基発第0319007号 平14.11.28基監発第1128001号 平15.12.26基監発第1226002号 平15.12.26基監発第1226003号 平16.2.17基発第0217001号

重点施策	実施事項	内 容	新規事項 (☆)	本省実施 事項(×)	重点化 (○・△)	根拠通達等
		(エ) 派遣労働者 派遣労働者が年々増加しており、また、本年3月より施行された改正労働者派遣法により、派遣対象業務が物の製造の業務に拡大されたこと等を踏まえ、派遣労働者の労働条件確保の観点から、引き続き職業安定行政との連携を図りつつ、派遣元及び派遣先双方の事業主に対して労働基準関係法令の遵守の徹底を図る。また、併せて3(1)(カ)に後掲する労働災害防止対策を推進する。			△	昭62.8.18基発第494号 平8.12.26基監発第50号 平11.11.26基監発第49号 平16.2.17基発第0217001号
		(オ) 外国人労働者、技能実習生 外国人労働者にも労働基準関係法令が適用されることについて周知徹底を図るとともに、「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」に基づく啓発・指導により、引き続き外国人労働者の適正な労働条件確保対策を推進する。重大悪質な労働基準関係法令違反において、資格外活動、不法残留等出入国管理及び難民認定法違反に当たると思われる事案が認められた場合には、職業安定行政との連携を図りつつ、出入国管理機関にその旨情報提供する。 また、技能実習生については、労働契約時の労働条件の書面による明示、賃金支払の適正化等労働基準関係法令に基づく労働条件の履行確保を図る。			△	昭63.1.26基発第50号 昭63.1.26基監発第4号 平5.5.26基発第329号 平5.10.6基発第592号 平5.10.6基監発第37号 平6.2.22基監発第9号 平11.12.24基発第738号 平16.2.17基発第0217001号
		(カ) 短時間労働者 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」並びに「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針」の趣旨及び内容についての周知、啓発を重点とした対策を推進し、事業主による自主的な取組を促進する。			△	平5.12.1基発第663号 平5.12.1基発第664号 平5.12.1基監発第45号 平5.12.1基監発第46号 平6.6.24基発第395号 平12.12.20基発第760号 平12.12.26基発第775号 平13.1.4基監発第1号
		(キ) 障害者である労働者 障害者である労働者の労働環境の整備が求められている中で、引き続き法定労働条件の履行確保を図るため、職業安定行政との連携の下、これら労働者を使用する事業主に対する啓発・指導に努めるとともに、的確な情報の把握を行い、問題事案の発生の防止及び早期是正に努める。			△	平9.6.30基発第487号 平9.6.30基監発第33号の2 平15.4.8基発第0408001号
		(ク) 出稼労働者 出稼労働者に対する適正な賃金の支払の確保、有給休暇制度の普及促進、労働災害の防止、健康管理の充実等、引き続き、労働条件確保対策を推進する。 また、建設業附属寄宿舍を設置する使用者に対して寄宿舍における労働基準関係法令の遵守を図る。			△	平3.11.21基発第657号 平3.11.21基発第658号 平13.5.11基発第441号

重点施策	実施事項	内 容	新規事項 (☆)	本省実施 事項(×)	重点化 (○・△)	根拠通達等
2 働く者の多様な働き方が可能となる労働環境の整備	(1) 仕事と生活の調和のとれた働き方を可能とする環境整備	(ア) 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法に基づく施策の推進 政府目標である年間総実労働時間1,800時間の達成・定着を図るため、所定外労働の削減及び年次有給休暇の取得促進に重点を置き、引き続き労働時間の短縮に向けた事業主の自主的な努力を促進する。			△	平13.3.31基発第280号
		① 自律的、効率的に働くための労働時間制度の改善支援 事業場の労働実態に応じ、フレックスタイム制や裁量労働制の導入等労働時間制度の改善に取り組む事業主を支援するため、労働時間短縮支援センターが実施する労働時間制度改善支援事業の活用促進を図る。 ② 年次有給休暇の取得促進 年次有給休暇の取得は労働者の権利であり、集団指導等の場を通じ、年次有給休暇の取得促進を図る。 また、全国の主要都市において、長期休暇制度の普及と定着に関するシンポジウムを開催するとともに、労働時間短縮支援センターが支給業務を行う「長期休暇制度基盤整備助成金」や「中小企業長期休暇制度モデル企業助成金」等により、長期休暇(L休暇)制度導入のための労使の取組に対する援助等を行う。 ③ 所定外労働の削減のための啓発・勧奨 「所定外労働削減要綱」の周知啓発により、休日労働を含めた所定外労働の削減に向けた労使の取組を促進する。			△	平13.4.4基発第335号 平13.10.23基発第928号 平15.4.1基賃時発第0401001号
		(イ) 仕事と生活の調和に関する検討 すべての働く者が仕事と生活を調和させ、安心・納得できる働き方を自律的に選択できる環境の整備に関し、「仕事と生活の調和に関する検討会議」において総合的な施策を検討する。	☆	×		
	(2) 裁量労働制の適正な実施の確保	本年1月に施行された改正労働基準法に基づいて、改正内容である裁量労働制の見直しについて、周知通達(平成15年10月22日付け基発第1022002号)に沿って、同改正法の周知及び円滑な施行を図るとともに、制度の趣旨に適合した上での有効な活用を推進する。 具体的には、企画業務型裁量労働制については、対象となる業務の範囲等を含め、制度が適正に実施されるよう改正された「労働基準法第38条の4第1項の規定により同項第1号の業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図るための指針」の趣旨及び内容について周知及び円滑な施行を図る。 また、専門業務型裁量労働制については、同制度が働き過ぎにつながることはないよう、企画業務型裁量労働制と同様に、労使協定により健康・福祉確保措置及び苦情処理措置の導入を必要とする改正の趣旨及び内容について周知及び円滑な施行を図る。			○	平10.10.19基発第599号 平11.1.29基発第45号 平12.1.1基発第1号 平12.1.1基発第2号 平12.2.17基発第71号 平15.10.22基発第1022001号 平15.10.22基発第1022002号 平16.2.17基発第0217001号 平16.2.18基発第0218005号
	(3) テレワーク対策の推進について	在宅勤務に伴う労務管理上の様々な問題を解消するため、在宅勤務に関する労働基準関係法令上の取扱い等を明確にした在宅勤務に係るガイドラインを事業主等に対して周知を図る。				平16.3.5基発第0305003号
	(4) 賞金・退職金制度の改善の推進	賞金・退職金制度改善指導業務については、本省において中・長期的な視野に立ち、これからの賞金制度の在り方を含め、今後の改善指導の手法、実施体制、実施事業についての検討を行う。		×		
		また、経済社会の構造的変化に対応した賞金制度の相談・援助等の充実を図るため、賞金・退職金セミナー及び中小企業賞金制度支援事業の効果的な実施に努める。			△	平6.8.17基賃発第17号 平9.4.14基発第306号
	(5) 勤労者生活の基盤の整備・充実について	勤労者財産形成促進制度については、本省において勤労者を取り巻く状況に対応した制度改善の検討を行う。		×		
		中小企業退職金共済制度については、制度の安定的運営に努めているところであり、引き続き、制度の周知を図る。				平15.7.23基発第0723005号
		また、勤労者マルチライフ支援事業については、地域の推進地域協議会を通じて実施しているところであるが、都道府県労働局総務部にあつては、その事業の積極的な実施状況の把握に努める。			△	

重点施策	実施事項	内 容	新規事項 (☆)	本省実施 事項(×)	重点化 (○・△)	根拠通達等
3 労働者の安全と健康を確保するための施策の展開	(1) 大規模な爆発災害の防止等事業場における安全確保の徹底	(ア) 大規模製造業における安全管理の徹底 昨年11月に実施した「大規模製造業における安全管理体制及び活動等に係る自主点検表」による自主点検結果により、引き続き安全管理に問題が認められる事業場に対して監督指導等を実施し、また「大規模製造業における安全管理の強化に係る緊急対策要綱」(平成16年3月16日付け基発第0316001号)により、企業の安全管理活動の強化の促進を図るとともに、本省において企業の安全管理体制の在り方について、総合的な検討を行う。 災害調査の実施に当たっては、災害の直接的要因のみならず、人員の減少、経費の削減、設備の老朽化等の背景要因についても調査するとともに、調査結果の迅速な報告を行い、再発防止措置を徹底させる。 また、昨年12月に取りまとめた総務省消防庁、経済産業省原子力安全・保安院と合同で設置した「産業事故災害防止対策推進関係省庁連絡会議」における中間とりまとめの周知を図るとともに、同中間取りまとめにおいて地方における関係行政機関相互の連携が掲げられていることを踏まえ、地方経済産業局、都道府県の消防防災担当部署等との連携を図る。	☆		○	平15.12.25基安発1225006号 平16.2.17基発第0217001号 平16.3.16基発第0316001号 平16.3.16基監発0316001号・基安安発第0316001号 平16.3.10事務連絡
		(イ) 爆発・火災災害防止対策の推進 昨年、鉄鋼関連施設や石油関連施設等において爆発・火災災害が頻発したことを踏まえ、「鉄鋼生産設備の非定常作業における安全衛生対策のためのガイドライン」(平成9年3月24日付け基発第190号)、「化学設備の非定常作業における安全衛生対策のためのガイドライン」(平成8年6月10日付け基発第364号)、「化学プラントにかかるセーフティ・アセスメントに関する指針」(平成12年3月21日付け基発第149号)の周知徹底を図るなど、爆発・火災災害防止対策の徹底を図る。			△	平8.6.10基発第364号 平9.3.24基発第190号 平12.3.21基発第149号
		(ウ) 交通労働災害防止対策の推進 「交通労働災害防止のためのガイドライン」(平成6年2月18日付け基発第83号)の周知徹底を図るとともに、事業場における交通労働災害防止対策の好事例の収集、モデル事業場の育成等を推進し、併せて1(7)(ア)に前掲した自動車運転者に係る労働条件確保対策を推進する。特に、トラック運転者等の長時間労働を背景とした交通労働災害については、昨年実施した「トラック関係事業者に対する長時間労働を背景とした交通労働災害防止に関する緊急対策」(平成15年7月17日付け基発第0717001号)の結果を踏まえ、災害防止対策の推進を図る。また、製造業等の事業場を対象とした交通労働災害防止担当管理者教育を推進する。			△	平6.2.18基発第83号 平7.3.23基発第139号 平9.8.25基発第595号 平11.9.16基発第550号 平13.3.30基発第236号 平15.4.1基発第0401030号
		(エ) 建設業における労働災害防止対策の推進 「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について」(平成5年3月31日付け基発第214号)に基づき、引き続き的確な対策を実施する。 特に、中小総合工事業者に対しては、「中小総合工事業者指導力向上事業」、また、専門工事業者に対しては、「専門工事業者安全管理活動等促進事業」の推進により、自律的な安全衛生管理能力の向上を図る。			○	平5.3.31基発第214号 平6.6.23基発第383号 平9.4.1基発第249号 平10.4.8基発第207号 平12.4.3基発第276号 平13.4.2基発第296号 平15.4.1基発第0401024号 平15.4.1基発第0401042号 平10.6.4事務連絡
		墜落災害の防止対策を徹底させるため、木造家屋等低層住宅建築工事について、「足場先行工法に関するガイドライン」(平成8年11月11日付け基発第660号)の周知、「木造家屋等低層住宅建築工事安全対策推進モデル事業」の推進により足場先行工法の普及を図る。また、足場の組立・解体時の災害を防止するため、中小ビル建築工事について、「手すり先行工法に関するガイドライン」(平成15年4月1日付け基発第0401012号)の周知、「手すり先行工法安全対策推進モデル事業(仮称)」の推進により手すり先行工法の普及を図る。			△	平8.5.10基発第292号 平8.11.11基発第660号 平8.11.11基発第660号の2 平9.4.1基発第250号 平11.4.1基発第198号 平13.4.2基発第295号 平15.4.1基発第0401012号 平15.4.1基発第0401033号

重点施策	実施事項	内 容	新規事項 (☆)	本省実施 事項(×)	重点化 (○・△)	根拠通達等
		上下水道等工事における土砂崩壊災害の防止を図るため、「土止め先行工法に関するガイドライン」(平成15年12月17日付け基発第1217001号)の発注機関等に対する周知、同ガイドラインに基づく土止め先行工法による工事の普及を図る。 また、最近の労働災害状況等を踏まえ、建築物等の解体工事における災害防止対策の徹底を図る。	☆		△	平15.3.18基安発第0318003号 平15.4.14基安安発第0414010号 平15.12.17基発第1217001号
		(オ) 機械設備の安全化の促進 「機械の包括的な安全基準に関する指針」(平成13年6月1日付け基発第501号)の周知徹底を図る。 機械の製造者等に対してはリスクアセスメント手法の普及を図り、また、機械の使用者に対しては機械を使用する上で留意すべき事項に関する情報を活用することによる安全方策の実施を促進する。			△	平10.9.1基発第519号 平10.9.1基発第520号 平13.6.1基発第501号
		ボイラー等の連続運転制度については、その安全管理等が優良な事業場を認定する制度であることを踏まえ、ボイラー等の保全管理の適切な実施等本制度の適切な運営の徹底を図る。			△	平14.3.29基発第0329018号 平15.8.29基発第0829005号
		(カ) 第三次産業における労働災害防止対策の推進等 第三次産業における業種別の労働災害防止のためのガイドラインの周知徹底を図る。			△	平5.3.2基発第123号 平11.9.27事務連絡等
		「成長産業における安全衛生活動基盤整備事業」において在宅介護サービス業を対象とした労働災害防止対策を推進する。		×		
		(キ) 派遣労働者に係る安全衛生確保対策 本年3月から施行された改正労働者派遣法により、派遣対象業務が物の製造の業務に拡大されたこと等を踏まえ、派遣元及び派遣先双方の事業主に対し労働安全衛生法上の義務の履行確保を図るとともに、併せて1(7)(エ)に前掲した派遣労働者に係る労働条件確保対策を推進する。なお、製造業における派遣労働者の労働災害発生状況の動向の把握に努める。			△	平15.12.25職発第1225003号 平16.2.18職発第0218003号
	(2) 過重労働の防止等労働者の健康を確保するための施策の展開	(ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進 総合対策に基づき、時間外労働の削減、産業医等による助言指導等の健康管理対策の強化、過重労働による業務上の疾病を発生させた事業場に対する再発防止の徹底等の対策を推進する。 また、労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト等を広く周知すること等により、労働者自身の健康確保意識の啓発等を図る。			○	平14.2.12基発第0212001号 平14.2.12基監発第0212001号
		(イ) 職場における着実な健康確保対策 健康診断の実施及びその結果に基づく事後措置の徹底を図る等、事業場における産業保健活動の推進を図る。 小規模事業場における健康確保対策については、その充実を図るため、独立行政法人労働者健康福祉機構(平成16年4月より設置)において作成した、産業保健活動の実施方法を具体的に示したマニュアルの普及を図るとともに、地域産業保健センター事業、産業医共同選任事業等の一層の利用促進を図る。 また、心身両面にわたる健康保持増進対策(以下「THP」という。)の一層の推進を図るため、「中小規模事業場健康づくり事業」を推進し、中小規模事業場に対するTHPの効果的な普及を図る。			△	平5.4.1基発第225号 平8.10.1基発第612号 平9.2.3基発第66号 平9.9.9基発第619号 平12.3.24基発第162号 平12.3.29基発第187号 平12.6.12基発第402号 平14.2.25基発第0225004号 平16.2.17基発第0217001号

重点施策	実施事項	内 容	新規事項 (☆)	本省実施 事項(×)	重点化 (○・△)	根拠通達等
		(ウ) 職業性疾病予防対策等の推進 粉じん障害防止対策については、第6次粉じん障害防止総合対策(平成15年5月29日付け基発第0529004号)を推進することにより、粉じんのばく露防止の措置、健康管理対策等の徹底を図る。 また、ずい道建設工事における粉じん対策を推進するため、引き続き「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」(平成12年12月26日付け基発第768号の2)の周知徹底を図る。 鉛中毒予防規則(昭和47年労働省令第37号)及び特定化学物質等障害予防規則(昭和47年労働省令第39号)について、プッシュプル型換気装置の設置等の追加に関する改正を行ったことから、その内容について周知徹底を図る。 VDT作業による心身の負担を軽減するため「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン」(平成14年4月5日付け基発第0405001号)の周知徹底を図る。 電離放射線障害防止対策については、原子力施設における下請事業場を含めた総合的な安全衛生管理対策の徹底を図るとともに、「原子力発電所における放射線業務に係る被ばくの低減化」(平成11年11月5日付け基発第639号の3)に基づき、原子力施設等に対する被ばく低減化指導を適切に実施する。			△	平10.8.31基安発第21号 平10.10.12基安発第25号の4 平10.12.22基安発第34号 平11.4.20基安発第15号の3 平11.12.2基安発第37号の2 平12.9.19基発第581号 平12.9.19基発第582号 平12.12.26基発第768号の2 平13.3.30基発第253号 平14.1.9基安発0109002号 平14.3.15基安発第0315001号 平15.5.29基発第0529004号 平15.6.26基監発第0626001号・基安発第0626002号・基安発第0626001号
		(エ) 化学物質による健康障害防止対策の推進 石綿について、平成16年10月より、代替化が可能な石綿含有建材等の製造、使用等を禁止することとなることから、重点的な周知広報等による円滑な施行を図るとともに、禁止猶予石綿含有製品についても代替化の促進を図る。 また、石綿含有建築物の解体作業等における健康障害防止対策の充実を図る。			○	平15.10.30基発第1030007号 平15.11.19基発第1119004号 平16.2.16基安発第0216004号 平16.2.26基安発第0226002号 別途指示(第2四半期:石綿関係)
		廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策(平成13年4月25日付け基発第401号の2)、ホルムアルデヒドの濃度低減対策(平成14年3月15日付け基発第0315002号)、化学物質等による眼・皮膚障害防止対策(平成15年8月11日付け基発第0811001号)を徹底する。さらに特定化学設備を所有している事業者が、当該設備の改造、修理等の作業を他の事業者が発注している場合における健康障害防止対策(平成15年11月18日付け基発第1118002号)などの推進を図る。			△	平13.4.25基発第401号の2 平13.4.25基発第402号 平13.5.25基発第480号 平14.3.15基発第0315002号 平15.8.1基発第0801001号 平15.8.11基発第0811001号 平15.9.11基発第0911005号 平15.11.18基発第1118002号 別途指示(第1四半期:PCB関係) 別途指示(第1四半期:インジウム関係) 別途指示(第1四半期:一酸化炭素関係)
		国による未規制化学物質のリスク評価・リスク管理の充実、化学物質の分類、表示等に関する国連勧告等の国際動向への対応等を図る。		×		
	(3) 職域・地域の連携等によるメンタルヘルス対策の推進	「事業場における労働者の心の健康づくりのための指針」(平成12年8月9日付け基発第522号)の効果的な周知徹底を図るとともに、メンタルヘルス対策推進連絡会議の開催等職域・地域の連携を図る。 また、産業保健推進センター、地域産業保健センター及び労災病院におけるメンタルヘルスに関する相談の利用促進を図る。 さらに、自殺予防マニュアル等を活用し、労働者の自殺予防に必要な知識の普及・啓発を図るとともに、相談体制の充実を図るため、地域において産業保健に意欲的な精神科医を対象として行う産業保健研修の周知を図る。			○	平12.8.9基発第522号の2 平15.3.31基発第0331030号

重点施策	実施事項	内 容	注 事項 (☆)	本省実施 事項(×)	重点化 (○・△)	根拠通達等
	(4) 事業場における安全衛生水準の一層の向上を図るための施策の展開	(ア) 労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進等 労働安全衛生マネジメントシステム(以下「マネジメントシステム」という。)の普及を推進している労働災害防止団体等とも連携し、関係者に対しマネジメントシステムやその効果に関する理解を更に深めるとともに、各地域において指導的立場にある大企業のみならず、中小企業に対しても、システム構築・運用好事例の収集、紹介等も含め、幅広くマネジメントシステムの普及を図る。 特に、建設業に対しては、店社と現場とが一体となった管理が必要な建設業の特性を踏まえ、マネジメントシステムの普及を図るとともに、建設工事に従事する労働者に対する教育の普及により、安全衛生水準の一層の向上を図る。 さらに、事業者が行う安全衛生教育の充実、安全衛生対策の実施等に資するため、災害事例、化学物質情報等を提供する安全衛生情報センターの利用促進を図る。			○	平11.4.30基発第293号 平11.11.30基安発第35号 別途指示
		(イ) 中小企業における自主的安全衛生管理活動の推進 安全衛生管理活動を積極的に行おうとする中小企業を対象として安全衛生相談等を行う「中小企業自主的安全衛生活動支援事業」や、中小企業の小規模事業場等団体を対象として基本的な安全衛生対策の実施を支援する「小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業」などを推進し、中小企業の安全衛生水準の向上を図る。			△	平9.7.2基発第497号 平11.4.1基発第220号 平13.3.30基発第213号 別途指示
		(ウ) 事業場における自律的な化学物質管理の推進 化学物質に係る作業形態等が多様であることなどに対応した健康障害防止対策を推進するため、「化学物質等による労働者の健康障害を防止するための必要な措置に関する指針」(平成12年3月31日付け公示第1号)等に基づき、事業者自らがリスク評価を実施し、評価結果に基づき所要の対策を実施するよう、事業者に対する啓発指導、情報提供等の事業者支援を行う。			△	平12.3.24基発第162号 平12.3.31基発第212号
		(エ) 労働者の意識啓発の推進 労働者も事業主とともに、労働災害防止を担う当事者であり、また職場の状況について最も熟知している立場にあることから、安全衛生委員会活動への参画、危険予知活動の普及促進等の労働者の安全意識や健康確保意識の高揚を図るための施策を展開し、労働者自身の意識啓発の推進を図る。			△	平13.8.3基発第709号
	(5) 職場環境の快適化の推進	快適職場推進計画の認定を促進するとともに、都道府県との連携を図りながら、新たな「職場における喫煙対策のためのガイドライン」(平成15年5月9日付け基発第0509001号)の周知、普及啓発活動の充実等により、職場環境の快適化の推進を図る。			△	平4.7.1基発第391号 平4.7.1基発第392号 平7.9.6基安発第13号 平8.5.16基安発第15号 平10.7.15基安発第17号 平12.3.31基発第217号 平14.3.29事務連絡 平15.5.9基発第0509001号
	(6) 改正労働安全衛生法等の円滑な施行	機械等の検査・検定、技能講習等の実施について、国が指定する機関から登録機関による実施に変更することを内容とする、改正労働安全衛生法及び改正作業環境測定法の円滑かつ適切な施行を図る。また、登録機関に対する監査指導を的確に実施し、不正事案には厳正に対処する。			○	別途指示

重点施策	実施事項	内 容	新規事項 (☆)	本省実施 事項(×)	重点化 (○・△)	根拠通達等
4 労災補償対策の推進	(1) 労災保険給付の迅速・適正な処理	労災保険給付の請求については、迅速かつ適切な調査を行うこと等により、標準処理期間内の処理に努める。また、請求が長期間にわたり滞留するようなことがないよう、チェック体制を整備する。標準処理期間が定められていない脳・心臓疾患、精神障害事案等についても、6か月以内の処理を目指した調査の実施に努める。 また、二次健康診断等給付制度については、一層の周知を図る。 労災診療費については、適正な審査を行うとともに、平成16年度に見直しが行われることも踏まえ労災診療費算定基準の医療機関への周知徹底、誤請求の多い医療機関への指導、関係機関との連携等により、診療費の適正払いの一層の推進を図る。				平13.3.30基発第237号
					○ ○	平15.12.1基発第1201003号
	(2) 労災かくしの排除の徹底	労災かくしの排除を徹底するため、労災担当部署や安全衛生担当部署において、労災請求の相談等を通じて労災かくしの疑いのある事案を把握した場合や、虚偽の死傷病報告が発覚した場合などは、速やかに監督担当部署へ情報提供するなど、各部署の密接な連携を図る。 また、労災かくしの排除を期するため、引き続き、的確な監督指導等を実施するとともに、その存在が明らかとなった場合には、司法処分を含め厳正に対処する。			△	平3.12.5基発第52号 平3.12.5基発第687号 平13.2.8基発第68号 平14.7.26基監発第0726001号・基徴発第0726001号・基安計発第0726001号・基労管発第0726001号
	(3) 労災認定等を踏まえた労働災害再発防止策の推進	労災担当部署においては、労災請求・認定事案について、必要に応じ監督担当部署及び安全衛生担当部署に情報を提供し、各部署においては事案の内容に応じて当該事業場に対して再発防止のための指導等を実施するなど、労働災害防止対策の推進のため、監督担当部署、安全衛生担当部署及び労災担当部署の密接な連携を図る。 また、本省における労災補償部と安全衛生部の協力を強固にし、両部による労災認定事案の分析等により、労働災害の再発防止対策を迅速に確立する。		×	△	
	(4) 認定基準の的確な運用等	平成15年9月に改正された「石綿による疾病の認定基準」について、引き続き周知広報を図るとともに、石綿ばく露労働者に発生した肺がん、中皮腫等の的確な労災補償を行う。 本年度においては、整形外科分野の障害等級をはじめとした認定基準が医学的知見の進展等を踏まえて改正予定であり、各局においてはこれを踏まえ、的確な運用に努める。				平15.9.19基発第0919001号 平15.9.19基労補発第0919001号
	(5) 行政争訟に対する迅速・的確な対応	審査請求の処理に当たっては、3か月以内の迅速・的確な処理に努める。 訴訟進行については、法務当局との密接な連携の下に「医学経験則」客観的な根拠等に基づいた分かりやすく丁寧な主張・立証を行う等の的確な対応に努める。				平8.3.29基発第183号の1 平8.3.29基発第183号の2 平10.3.31基発第150号
	(6) 労災年金相談所の活用等	重度被災労働者に対する介護施策を推進するため、労災特別介護施設(ケアプラザ)入居に係る広報活動を強化するとともに、労災年金相談所の活用を図り、積極的な入居促進を行う。 また、労災保険制度や脳・心臓疾患に係る認定基準の周知及び年金受給者等からの相談、援護等についても引き続き、労災年金相談所の活用を図る。			△	
	(7) 労災補償制度の改善	本省において労災保険料の設定の在り方や労働者の多様な就業形態等に対応した通勤災害保護制度等の在り方を検討する。		×		

重点施策	実施事項	内 容	新規事項 (☆)	本省実施 事項(×)	重点化 (○・△)	根拠通達等
5 労働基準行政の効果的な展開	(1) 法令遵守(コンプライアンス)意識を高めるための広報活動の強化	労働基準関係法令や施策等について、分かりやすく国民各層の理解を促し、信頼と協力を得ることにより労働基準行政の円滑な運営に資するため、テレビ、新聞等のメディア、都道府県・市町村等が発行する広報誌、事業主団体が発行する機関誌等を利用し、積極的な広報活動を行う。			○	
6 労働保険の適用促進		労働保険の適用促進については、未手続事業の解消を図るため、未手続事業をこれまで以上に的確に把握し、加入勧奨等の徹底を行う。そのため、都道府県労働局、労働基準監督署及び公共職業安定所の連携、適用促進月間(10月)など、時期を限定した集中的な適用促進、適用徴収担当部署以外の部署との連携による未手続事業の把握・指導、労働保険の適用促進に係る委託業務についての社団法人全国労働保険事務組合連合会都道府県会との連携については計画的に確実に実施する。			○	昭50.3.25発労徴第17号 昭60.12.13発徴第77号 平15.8.5基発第0805003号 別途指示(平成16年度留意事項通達)
7 労働保険料の適正徴収	(1) 年度更新の的確かつ円滑な実施	年度更新の実施に当たっては、「平成16年度の年度更新業務について」を踏まえるほか、労働保険徴収主務課室、労働基準部及び職業安定部の連携を密にし、都道府県労働局全体として、実施計画の策定、事務説明会の開催等のための実施体制の整備を図る。				平16.2.10基発第0210001号 別途指示(平成16年度留意事項通達)
	(2) 効率的な算定基礎調査の実施	労働保険料算定基礎調査(以下「算調」という。)については、適正な業務量の投入に配慮しつつ、効率的な算調実施計画を策定し、未手続事業場で保険事故が発生した場合などにも随時対応する体制を整備し、適正かつ実効ある実施を図る。			△	平12.3.31発労徴第35号 別途指示(平成16年度留意事項通達)
	(3) 実効ある滞納整理の実施	労働保険料の滞納整理については、効果的な滞納整理実施計画を策定して取り組むこととし、とりわけ多額の滞納事業主及び多年度にわたり滞納を繰り返している事業主に対し、重点的に滞納整理を実施する。			○	平12.3.31発労徴第34号 別途指示(平成16年度留意事項通達)
	(4) 社会保険及び労働保険に係る徴収事務の一元化への適切な取組	事業所説明会、算調及び滞納整理については、徴収事務の一元化に当たって社会保険・労働保険徴収事務センターとして実施する事務でもあることから、連絡協議会等の場で調整の上、適切に実施する。	☆ (滞納整理関係)		○	平15.7.22基発第0722001号 平15.7.22基発第0722002号 別途指示(平成15年度中「社会保険・労働保険徴収事務センター事務取扱要領(滞納整理関係)」) 別途指示(平成16年度留意事項通達)
8 事務組合の一層の活用、育成、指導等		労働保険事務組合制度は、中小零細事業における労働保険事務について大きな役割を果たしていることにかんがみ、その一層の活用を図る。また、労働保険事務組合(以下「事務組合」という。)の育成を行うに当たっては、その母体団体の性格、事務処理能力等を考慮し、委託事業数の増大を通じ事務組合の自立が図られるよう努める。			△	別途指示(平成16年度留意事項通達)
		また、事務組合が適正に業務運営を行えるよう、事務組合への定期的な監督・指導等に努める。			○	昭59.12.28発労徴第88号 昭60.1.18発徴第6号 平15.11.28基発第1128001号 平15.11.28基発第1128002号 別途指示(平成16年度留意事項通達)

平成16年度 職業安定行政関係事業重点化ガイドラインについて

職業安定行政の各種事業の一覧（平成16年度）

労働局名:

公共職業安定所名:

（注1：濃い網掛け＝地方においてある程度業務量をコントロールできるもの。薄い網掛け＝受動的業務であるため地方において業務量をコントロールしがたいもの。網掛け無し＝主に本省・外郭団体等の業務。）

（注2：濃い網掛け項目について……☆＝実施対象局・所において積極的・能動的に取り組むべきもの。△＝実施対象局・所においても地方の実情に応じて実施するかどうか判断して差し支えないもの。×＝本年度は実施しないもの。）

（注3：濃い網掛け項目について……◎＝昨年度以上に充実実施を図るもの。○＝従来ペースで実施するもの。△＝従来ペースよりも縮小して実施するもの。×＝本年度は実施しないもの。－＝実施対象局・所ではないもの。）

担当課室	項 目（注1）	重点化ガイドライン		重点化対応方針	
		記号 （注2）	重点化する上での留意事項	記号 （注3）	備 考
業	A. 公共職業安定機関の職業紹介事業等				
	1. 基本業務の着実な運営				
	① 職業紹介業務計画の策定	☆			
	② 職業紹介実績の把握分析	☆			
	(3) 求人者関係業務				
	① 求人開拓（事業所訪問による）	☆	地域の労働市場の状況に応じて、求職者のニーズを踏まえ実施		
	② 求人開拓（事業所訪問によるもの以外）	☆			
	③ 求人開拓実施報告				
	④ 求人の受理				
	⑤ 求人内容の正確性・明確性の確保のための各種確認	☆	特に積極的に取り組むべきもの		
	⑥ インターネットでの求人事業所名等提供の意向確認	☆			
	⑦ 求人条件指導	☆			
	⑧ 受理求人への求人充足サービスフォローアップ	☆	特に積極的に取り組むべきもの		
	⑨ 応募票等による応募状況・順位の把握	☆			
	⑩ 事業所情報の収集・整備	☆			
	⑪ 求職者情報の提供	△			
	(4) 求職者関係業務				
	① 求職者の適切な誘導	☆			
	② 求職受理				
	③ 求職票の書き置き処理業務	☆			
	④ あうせん計画の策定	☆			
	⑤ 求職者に対する求人情報提供・事業所情報の提供	☆			
	⑥ 求人自己検索パソコンの活用方法に関する助言（求人選択アシスタントサービス）	☆			

業	⑦求職者に対する職業指導・職業相談	☆	特に積極的に取り組むべきもの		
	⑧コンサルティングコーナーにおけるキャリアコンサルティング	☆			
	⑨求職者に対する各種ガイダンス・職業講習(再就職促進講習を除く)・職業実習・各種セミナー	☆			
	(5) 求人と求職の結合				
	①職業紹介(即時紹介)				
	②呼出紹介	△	必要が認められる者に対しては、積極的に実施することとする		
	③通信紹介	△			
	④管理選考	△	必要が認められる者に対しては、積極的に実施することとする		
	⑤合同就職面接会	△			
	⑥採否確認	☆			
業保	⑦紹介不調求職者に対する措置	☆			
	⑧管内における未充足求人、求職者の希望職種の把握・分析・提供	☆			
	(6) 雇用保険受給者の早期再就職促進				
	①受給者アンケート	☆			
	②求職活動計画の策定	☆	地域の実情に則して実施		
	③求職活動支援セミナー				
	④再就職支援プログラムの実施	☆			
	⑤再就職プランナーによる再就職支援の実施	☆			
	⑥受給者に対する呼出紹介・通信紹介				
業	⑦受給者に対する求人情報ダイレクトメール	☆	各メニューの効果検証を行った上で、地域の実情に応じ、組み合わせて実施		
	⑧認定日における職業相談				
	(7) 産業雇用情報提供業務				
	①労働市場ユニース・業務月報・年報告等の発行	☆			
	②各種労働市場データの収集・整理・提供	☆			
	2. ハローワークインターネットによる求人情報提供[本省]				
	①システムの運用[本省]				
	②インターネットでの求人事業所名等提供の意向確認(再掲A1③⑥)	☆			
	③応募票等による応募状況・頭木の把握(再掲A1③⑦)	☆			
	④インターネット掲載情報に係る問い合わせ等への対応				

業	3. 公共職業安定所のサービス提供体制の整備			
	(1) 安定所・附属施設の職業紹介サービス時間の延長			
	① 安定所・附属施設における平日夜間・土曜開庁	☆	該当所について	
	② 平日夜間・土曜開庁の業務報告			
	(2) 各種附属施設による専門的サービス			
	① 大都市圏就職サポートセンターの運営	☆	該当所について	
	② ハローワーク情報プラザの運営	△	通達に従って運営する	
	③ 自立支援ハローワークの運営	△	同上	
	④ パートバンク・パートサテライトの運営	△	同上	
	⑤ 人材銀行(新規・成長分野人材サービスコーナー含む)の運営	△	同上	
	⑥ キャリア交流プラザの運営(キャリア交流事業)	☆	該当所について	
	(3) 失業者向け生活関連情報の一元的提供体制の整備			
	① 生活関連情報について専門家による相談コーナーの運用	☆	該当所について	
	② ハローワークインターネットサービスによる生活関連情報の提供			
	4. 職業紹介と職業訓練の連携強化			
	(1) 的確な職業訓練受講指示			
	① 早期受講指示	☆		
	② 複数受講指示	△	訓練の定員数と受講希望者数等を勘案して、場合によっては単発の受講者を優先させることも可	
	(2) 訓練終了者に対する訓練終了前からの就職支援			
	① 就職支援アドバイザーの活用	☆		
	② 訓練終了者に対する情報提供・職業相談・職業紹介等	☆		
保	B. 雇用保険制度の円滑かつ適正な運営			
	1. 適正な業務の運営			
	(1) 適用関係業務			
	① 適用促進			
	ア 派遣労働者・パートタイム労働者の適用促進	☆		
	イ 私立学校教員の適用促進	☆		
	ウ 独法化に伴う国立大学教員等の確実な適用	☆		
	② 適用事業所関係届出業務			
	③ 得喪関係業務			
	④ 小規模事業被保険者福祉助成金の支給			
	(2) 給付関係業務			
	① 受給資格決定			
	② 雇用保険受給者初回説明会			
	③ 失業認定			
	ア 求職活動実績に基づく的確な失業認定			
	④ 求職者給付の支給			
	ア 一般求職者給付の支給			

保	イ 高年齢求職者給付の支給				
	ウ 短期雇用特例求職者給付の支給				
	エ 日雇労働求職者給付の支給				
	⑤ 就職促進給付の支給				
	⑥ 教育訓練給付の支給				
	⑦ 雇用継続給付(高齢者・育児・介護)の支給				
	(3) 不正受給の防止・早期摘発対策				
	① 不正受給の防止	☆			
	② 不正受給の摘発・返還命令等	☆			
民	C. 民間活力の活用等によるマッチング				
	1. 労働者派遣事業の適切な運営の確保				
	(1) 制度の周知啓発等				
	① 制度等の周知	☆			
	② 労働者派遣事業適正運営協力員制度の運用	☆			
	③ 労働者派遣事業報告				
	④ 派遣元責任者講習[派遣協会]				
	⑤ 派遣元事業主に対する雇用管理研修[派遣協会]				
	⑥ 派遣先責任者講習	☆	各局の実情を踏まえた実行計画に則して実施		
	⑦ 民間需給調整関係業務担当者会議				
	⑧ 民間需給調整関係担当者研修				
	(2) 許可・届出制度の運用				
	① 申請書類等の受理・審査等				
	② 許可等手数料収入印紙ちよう用実績及び許可申請・届出等件数報告				
	③ 労働者派遣事業所台帳の整備				
	(3) 指導監督の実施				
	① 集団指導・個別指導監督計画の策定	☆	実行計画に則して実施		
	② 集団指導・個別指導監督計画の実施				
	③ 指導監督実施状況報告				
	④ 是正指導書の指導内容報告				
	⑤ 情報提供等運用状況報告				
	(4) 苦情・相談への対応				
	① 労働局における苦情相談の実施				
	② 公共職業安定所における苦情相談の実施				

民 構	③ 苦情相談受付状況報告			
	④ 労働者派遣事業アドバイザーによる苦情対応〔派遣協会〕			
	2. 民営職業紹介事業の適切な運営の確保			
	(1) 制度の周知啓発等			
	① 制度等の周知	☆		
	② 民営職業紹介事業報告			
	③ 民営職業紹介事業従事者研修会〔民紹協〕			
	④ 職業紹介責任者講習会〔民紹協〕			
	⑤ 民営職業紹介事業者に対する指導・援助〔民紹協〕			
	⑥ 民営職業紹介事業業務改善モデル事業〔民紹協〕			
	⑦ 民間需給調整関係業務担当者会議(再掲・C1(1)⑦)			
	⑧ 民間需給調整関係担当者研修(再掲・C1(1)⑧)			
	(2) 許可制度の運用等			
	① 申請書類等の受理・審査等			
	② 民営職業紹介事業所台帳の整備			
	③ 有料職業紹介事業許可・許可有効期間更新手数料等報告			
	(3) 指導監督の実施			
	① 指導監督計画の策定	☆	各局の実情を踏まえた実行計画に則して実施	
	② 指導監督の実施			
	③ 職業紹介事業指導監督実施状況報告			
	(4) 苦情・相談への対応			
	① 労働局における苦情相談の実施			
	② 公共職業安定所における苦情相談の実施			
	③ 苦情相談受付状況報告(再掲・C1(4)③)			
	3. 労働者募集の適切な運営の確保			
	(1) 制度の周知啓発等			
	① 制度等の周知	☆		
	② 民間需給調整関係業務担当者会議(再掲・C1(1)⑦)			
	③ 民間需給調整関係担当者研修(再掲・C1(1)⑧)			
	④ 求人広告適正化指導員制度の運用〔全求協〕			
	(2) 委託募集に係る許可制度の運用			
	① 申請書類等の受理・審査等			
	② 労働者募集業務取扱状況報告の作成			
	③ 中小企業労働力確保法による委託募集の特例の運用			
	(3) 指導監督の実施	△		
	(4) 苦情・相談への対応			
	① 労働局における苦情相談の実施			

民	② 公共職業安定所における苦情相談の実施			
	③ 苦情相談受付状況報告(再掲C1(4)③)			
	4. 労働者供給事業の適切な運営の確保			
	(1) 制度の周知啓発等			
	① 制度等の周知	△		
	② 民間需給調整関係業務担当者会議(再掲・C1(1)⑦)			
	③ 民間需給調整関係担当者研修(再掲・C1(1)⑧)			
	(2) 許可制度の運用等			
	① 申請書類等の受理・審査等			
	② 労働者供給事業等処理台帳の整備			
民	③ 指導監督の実施	☆		
	(4) 苦情・相談への対応等			
	① 労働局における苦情相談の実施			
	② 公共職業安定所における苦情相談の実施			
	③ 苦情相談受付状況報告(再掲C1(4)③)			
	5. 官民連携による労働力需給調整機能の強化			
	(1) しごと情報ネット等の活用による就職支援情報の積極的提供			
	① しごと情報ネットの周知及び参加の勧奨	☆	通達に沿って運用する	
	② しごと情報ネット参加機関募集の状況報告			
	(2) 民間の職業紹介事業所との連携による再就職支援体制の整備			
業 民	① 無料職業紹介事業者の体制整備に係る援助	△		
	② 無料職業紹介事業者及び労働者供給事業者への情報提供	△		
	③ カウンセリング技法の向上を図るための研修会	△		
業	③ 民間委託による長期失業者の就職支援事業	☆	該当所において実施	
業	D. 早期再就職の促進対策等			
	1. 在職中からの再就職に向けた取組の支援			
	① 安定所内の離職予定在職者職業相談コーナーの運営	△	リストラ等による大量解雇があった際には、積極的に実施する	
	② 離職予定在職者職業相談コーナーの片外機動的設置(アシストハローワーク)	△	情報収集は恒常的に実施。なお、リストラ等による大量解雇があった際には、積極的に実施する	
	2. 再就職援助計画・大量雇用変動届の提出指導			
	① 周知	☆		
	② 再就職援助計画の受理			
	③ 再就職援助計画の作成援助	△	リストラ等による大量解雇があった際には、積極的に実施する	
	④ 再就職援助計画の認定			

業	⑤ 再就職援助計画の提出指導	△	同上		
	⑥ 再就職援助計画の変更に係る認定				
	⑦ 再就職援助計画に係る報告				
	⑧ 大量雇用変動の届出又は通知の受理				
	⑨ 大量雇用変動届の提出指導	△	同上		
	⑩ 大量雇用変動状況の報告				
構	3. 円滑な労働移動の効果的な支援				
	(1) 労働移動支援助成金の支給				
	① 労働移動支援助成金の支給				
	② 労働移動支援助成金実績報告				
高	(2) 在職者求職活動支援助成金(経過措置)の支給				
	① 在職者求職活動支援助成金(経過措置)の支給[高障機構]				
	② 在職者求職活動支援助成金(経過措置)の不支給要件の確認				
	(3) 建設業労働移動円滑化支援助成金(仮称)の支給				
建	① 建設業労働移動円滑化支援助成金(仮称)の支給[機構]				
	② 建設業労働移動円滑化支援助成金(仮称)の不支給要件の確認[局・機構]				
	(4) 移動高年齢者等雇用安定助成金の支給				
	① 移動高年齢者等雇用安定助成金の支給[高障機構]				
高	② 移動高年齢者等雇用安定助成金の不支給要件の確認				
	(5) 退職前長期休業助成金の支給				
	① 退職前長期休業助成金の支給				
	② 退職前長期休業助成金支給状況報告				
業	4. 産業雇用安定センターによる出向・移籍方式を中心とした労働移動の推進				
	① 再就職援助計画等に関する情報提供等[産雇センター]				
	② 出向・移籍方式を中心とした労働移動のあっせん[産雇センター]				
	5. 募集・採用時の年齢制限の緩和に向けた啓発・指導				
業	① 周知・啓発	☆			
	② 求人窓口における指導	☆			
	③ 個別企業が抱える問題に応じた助言・援助	☆			
	6. 特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金・緊急就職支援雇用開発助成金)の支給				
発	① 活用促進	△			
	② 制度の周知徹底	△			

発	③不正受給防止を図った支給事務				
	④同意書受理状況報告				
	7. 雇用調整助成金の支給				
	①活用促進	△			
	②制度の周知徹底	△			
	③不正受給防止を図った支給事務				
構	④計画届受理状況報告				
	⑤支給決定状況報告				
	8. 雇用再生集中支援事業の推進				
	①雇用調整方針の周知	☆			
	②雇用調整方針の受理				
	③雇用調整方針の作成援助	△			
	④雇用調整方針の提出指導	☆			
	⑤雇用調整方針に係る報告				
	⑥不良債権処理就業支援特別奨励金の周知	△	雇用調整方針対象者の有無に応じて実施		
	⑦不良債権処理就業支援特別奨励金に係る業務〔産雇センター〕				
	⑧実践的教育訓練特別奨励金の周知	△	雇用調整方針対象者の有無に応じて実施		
	⑨実践的教育訓練特別奨励金に係る業務〔産雇センター〕				
構	⑩民間活用再就職支援事業の周知	△	雇用調整方針対象者の有無に応じて実施		
	⑪民間活用再就職支援事業に係る業務〔産雇センター〕				
	⑫個別求人開拓推進事業〔産雇センター〕				
	E. 雇用機会創出対策				
	1. 中小企業における雇用機会の創出支援				
	(1) 雇用管理の改善計画の認定に係る都道府県知事からの協議				
	(2) 雇用・能力開発機構における雇用管理援助〔機構〕				
	(3) 雇用機会の創出に対する支援				
	①中小企業基盤人材確保助成金の支給〔機構〕				
	②OCR帳票による支給(不支給)要件の確認等業務				
	(4) 雇用管理の改善に対する支援				
	①中小企業雇用管理改善助成金の支給〔機構〕				
	②OCR帳票による支給(不支給)要件の確認等業務				
	(5) 中小企業団体に対する支援				
	①中小企業人材確保推進事業(候補団体のヒアリング)〔局・機構〕				
	②中小企業人材確保推進事業助成金の支給〔機構〕				

構	③ 中小企業労働力確保啓発事業(フォーラムの開催)[機構]				
	(6) 中小企業の経営基盤の強化に資する人材に係る求人情報の効果的収集・提供[機構]				
	(7) 中小企業雇用創出啓発事業[機構]				
	2. 新規成長分野における雇用機会の創出支援				
	(1) 新規・成長分野企業等に対する総合的な支援の実施				
	① 新規・成長分野支援ネットワークの運営[局・機構]				
	② 新規・成長分野企業等支援サービスコーナーの運用[機構]				
	③ 新規・成長分野企業等に対する雇用管理相談[機構]				
	④ 雇用管理セミナー[機構]				
	⑤ 雇用創出セミナー[機構]				
	⑥ 新規・成長分野企業等支援エキスパート登録制度[機構]				
	⑦ 起業家意識啓発事業の運営[機構]				
	⑧ 出会いの場の確保[機構・局]	△	局の実情に応じ、人材マッチング等安定機関との連携が必要な部分のみの協力として差し支えない。		
	(2) 新規・成長分野雇用創出特別奨励金				
	① 新規・成長分野雇用創出特別奨励金の支給[高齢協会]				
	② 新規・成長分野雇用創出特別奨励金実績の報告[高齢協会]				
	③ 新規・成長分野雇用創出特別奨励金の支給に係る支給要件確認書(照会)の回答				
	(3) 成長分野雇用システム構築援助事業				
	① 成長分野雇用システム懇談会[産雇センター]				
	② 成長分野雇用システム構築推進事業[機構]				
高	3. 創業に対する支援				
	(1) 受給資格者創業支援助成金の支給				
	① 受給資格者創業支援助成金の支給				
	② 受給資格者創業支援助成金実績報告				
	(2) 高齢者等共同就業機会創出助成金				
	① 高齢者等共同就業機会創出助成金の支給[高障機構]				
	② 高齢者等共同就業機会創出助成金の不支給要件の確認				
	③ 高齢者等共同就業定着支援(フォローアップ)事業[高障機構]				
	4. 介護・看護分野における雇用管理改善				
	(i) 制度の周知啓発等	△			
	(2) 介護労働者雇用改善援助事業				
	① 介護労働者雇用管理改善等援助事業[介労センター]				
	② 介護労働者需給サービス事業[介労センター]				

民	③ 紹介事業高度化推進事業[介労センター]				
	④ 介護労働者能力開発事業[介労センター]				
	⑤ 介護労働力需給調整モデル事業[介労センター]				
	⑥ 介護人材確保助成金及び介護雇用管理支援助成金(介護基盤人材確保助成金)の支給及び支給状況報告				
	⑦ 介護雇用管理支援助成金(介護雇用管理助成金)の支給[介労センター]				
	⑧ 介護能力開発給付金の支給[介労センター]				
	⑨ 介護雇用管理支援助成金及び介護能力開発給付金の申請状況等報告[介労センター]				
	(3) ケアワーカー福祉共済制度の運営[介労センター]				
	(4) 介護労働者福祉基金の運用				
	① 労働環境整備のための設備等に係る借入金の債務保証[機構]				
業	② 介護労働者福祉助成金の支給[機構]				
	③ 介護労働環境改善事業助成金の支給[機構]				
	(5) 福祉重点ハローワーク事業				
	① 潜在福祉マンパワーの登録	△	福祉人材に係る労働市場状況を勘案しつつ実施する		
	② 福祉関係求人の提供・職業相談・講習会等の開催	△	同上		
	③ 介護労働講習の実施	△	同上		
	④ 介護労働講習の実施計画報告				
	⑤ 福祉マンパワー合同求人選考会の開催	△	同上		
	⑥ 福祉マンパワー合同求人選考会の実施計画報告				
	⑦ 看護師リフレッシュ講習の実施	△	同上		
構	⑧ 看護師リフレッシュ講習の実施計画報告				
	⑨ 看護師等雇用管理研修助成金の支給対象となる研修の指定				
	⑩ 看護師等雇用管理研修助成金の支給				
	⑪ 看護師等雇用管理研修助成金の支給実績の報告				
構	5. 地方の創意工夫をいかした雇用機会の創出等				
	(1) 緊急地域雇用創出特別交付金を活用した地方公共団体における臨時応急の雇用・就業機会の創出				
発	(2) 都道府県等との連携による良好な雇用機会の創出に向けた支援策の強化				
	① 地域雇用開発促進助成金の支給				
	② 地域雇用開発促進助成金受給資格・支給決定等状況報告				
	③ 事業主団体を活用した地域求職活動援助事業				

	④市町村、地元経済団体等により構成される協議会を活用した地域雇用機会増大促進支援事業				
構	(3) 緊急雇用創出特別奨励金(一般分)の活用				
	① 緊急雇用創出特別奨励金(一般分)の支給[高齢協会]				
	② 緊急雇用創出特別奨励金(一般分)の支給に係る要件確認				
	(4) 緊急雇用創出特別奨励金(ワークシェアリング分)の活用				
	① 緊急雇用創出特別奨励金(ワークシェアリング分)の周知	☆			
	② 緊急雇用創出特別奨励金(ワークシェアリング分)の支給[高齢協会]				
	③ 緊急雇用創出特別奨励金(ワークシェアリング分)の支給に係る要件確認				
	④ ワークシェアリングに関心のある事業所の把握				
	6. 雇用管理改善指導援助業務				
	① 雇用・労務相談コーナーの運営(パートバンク)				
	② 雇用・能力開発機構における雇用管理援助(再掲)[機構]				
	③ 労働市場情報提供事業[雇用情報センター]				
	④ 求人充足のための雇用管理改善指導資料開発[雇用開発センター]				
	7. 地域雇用受皿事業特別奨励金の支給				
	① 制度の周知	☆			
	② 支給(不支給)要件の確認等業務				
発	F. 地域雇用開発対策				
	1. 地域雇用開発促進法に基づく業務等				
	(1) 地域雇用開発にかかる基本業務				
	① 都道府県等関係団体との連携及び関連施策の周知	☆			
	② 都道府県の地域雇用開発計画作成に対する相談援助	△	新たに作成を行う等の場合は、積極的に実施		
	③ 地域雇用開発計画の同意に係る地方労働審議会への対応				
	④ 地域雇用開発に係る情報の収集と提供(地域雇用促進員の活用)	△			
	⑤ 地域雇用促進会議の開催(年次計画の策定を含む)	☆			
	⑥ 地域雇用開発に係る事業主指導・助言	△			
	(2) 雇用機会増大促進地域における地域雇用開発				
	① 大規模雇用開発モデルプロジェクトの推進	△			
	② 地域雇用開発促進助成金の支給(再掲・E4(2)①)				
	③ 地域雇用開発促進助成金受給資格・支給決定等状況報告(再掲・E4(2)②)				
	④ 市町村、地元経済団体等により構成される協議会を活用した地域雇用機会増大促進支援事業(再掲・E5.(2)⑤)				

発	(3) 能力開発就職促進地域における地域雇用開発				
	① 地域人材高度化能力開発助成金の支給〔能開局〕				
	(4) 求職活動援助地域における地域雇用開発				
	① 地域求職活動援助事業(再掲・E6(2)③)				
	(5) 高度技能活用雇用安定地域における地域雇用開発				
	① 地域雇用開発促進助成金の支給(再掲・E6(2)①)				
	② 地域雇用開発促進助成金受給資格・支給決定等状況報告(再掲・E6(2)②)				
	③ 地域人材高度化能力開発助成金の支給(再掲・F1(3)①)〔能開局〕				
	④ 地域高度技能活用雇用安定会議の開催(年次計画の策定を含む)	☆			
	⑤ 地域雇用開発に係る情報の収集と提供(再掲・F1(3)④)〔地域高度技能活用雇用安定推進員の活用〕	△			
政	2. 雇用安定・創出対策連絡協議会の設置・運営	△			
	3. 人材地方就職促進事業				
	① 地方就職支援センターの運営				
	② 首都圏在住の地方就職希望者と地方企業の合同面接会(Uターンフェア)				
	③ 広域職業紹介活動	△			
	G. 地域再生に向けた雇用支援		2月下旬までに通達を発出予定		
	① 地域再生雇用支援ネットワーク事業におけるワンストップ相談窓口の設置	☆			
	② 地域再生雇用支援ネットワーク事業における「地域再生雇用支援連絡会議」の開催	△	地域再生に取り組む市町村等から開催の要望があった場合には、積極的に開催する。		
	H. 若年者雇用対策				
	1. 若年求職者に対する就職支援策の推進				
業	(1) 新規中高卒業者に対する就職支援				
	① 求人者指導(求人秩序の維持・不均衡是正)・求人受理(中・高)				
	② 求人開拓(中・高)	☆			
	③ 求職動向調査(中・高)				
	④ 就職希望者に対する就職指導(職業相談・適性検査・職場見学・職場実習)(中・高)	△			
	⑤ 職業紹介(中)				
	⑥ 職場適応指導(中・高)	△	必要と判断される者については、積極的に実施するものとする		
	⑦ 高卒者就職支援システムを活用した求人情報の提供(中)	☆			
	⑧ 就職面接会・合同求人説明会(高)	☆			
		☆			

⑨就職準備講習(高)	△	未内定者の状況により適宜実施		
⑩応募前職場見学会(高)	☆			
⑪未充足求人一覧表作成(高)	△	未内定者の状況により適宜実施		
⑫未就職卒業者に対する就職支援(求人情報等の提供、個別求人開拓、短期間の職業講習、職業訓練等)(中高)	☆			
⑬都道府県高等学校就職問題検討会議(高)	☆			
⑭新規高等学校卒業者職業紹介業務連絡会議(高)	△			
⑮進路指導担当者(リサーチカ) (高)	☆			
⑯就職活動開始前就職ガイダンス	☆	該当所のみ実施		
⑰若年者ジョブサポーターによる個別就職支援	☆			
(2) 新規大卒者等に対する就職支援				
①事業主指導(求人・求職秩序の維持、公正公平な採用の確保、採用内定取消の防止等)	△	必要に応じ実施		
②求人開拓・求人確保	☆			
③求職動向調査				
④学生職業総合支援センター、学生職業センター、学生職業相談室の運用(求人情報提供、職業指導、職業相談、就職面接会、職業興味検査等)	☆			
⑤未就職卒業者に対する求人情報等の提供、短期間の職業講習、職業訓練等	△			
(3) 高等学校中途退学者就業対策				
①都道府県高校中途退学者就業対策連絡協議会	△	対象者の必要に応じ実施		
②ハローワークガイドの配付	△	同上		
③フレガイダンスを通じた職業紹介、指導等の実施	△	同上		
④求人開拓・求人者指導	△	同上		
⑤職業紹介				
⑥職場適応指導	△	同上		
(4) 若年早期離転職者対策				
①求人に係る啓発指導、求人受理等	☆			
②情報提供、職業指導等	☆			
(5) 学卒未就職者等に対する就職支援				
①若年者トライアル雇用の奨励指導	☆			
②若年者トライアル雇用奨励金の支給				
(6) 若年失業者を対象とした雇用安定促進事業				
①求職登録				
②職業適性診断、職業カウンセリング				
③個別の状況に応じた職業指導等				
④職業情報等の提供				
⑤地域の業界団体とのネットワークによる職業情報、求人情報等の提供	☆	各メニューの効果検証を行った上で地域の実情に応じ、組み合わせで実施。		
⑥資格取得・起業についての専門的相談				
⑦グループワーク演習				
⑧職業能力活性化のための各種措置				

業	⑨ 職業紹介			
	⑩ 就職後の支援	△		
	⑪ 個別求人情報及び採用・雇用管理等に対する企業への働きかけ	△		
	⑫ 周知・広報等その他事業の円滑な実施に当たって必要な事項	△		
	⑬ フリーターから正社員への登用制度の普及			
総	(7) 身元保証			
	① 安定所長による記載証明			
	② 身元保証証明書の交付〔機構〕			
	③ 事業所との身元保証契約〔機構〕			
業	2. 学校等と連携した早期職業意識啓発の推進等			
	(1) 大学等と連携した職業意識啓発事業			
	① 大学等及び事業主団体等との連絡会議	△		
	② 大学等就職指導担当者研修セミナー	△		
	③ 学生等に対する各種セミナー・適職相談の実施	☆		
	④ 短期の就業体験実習講座	△		
	(2) 経済団体と連携したインターンシップ受入企業開拓事業			
	① 企業・学生等・大学等に対する周知・広報等の協力	△	地元経協への必要な協力を行う	
	② 各種セミナー・講習等の活用	△	同上	
	③ 就業体験実習講座の活用	△	同上	
	(3) 高校における職業意識形成支援事業			
	① 若年者就職問題検討会議の開催	△		
	② 職場見学	☆		
	③ ソコミアインターンシップ	☆		
	④ 職業レディスシステム等の実施	△		
	⑤ キャリア探索プログラム	☆		
	⑥ ハローワーク体験ツアー	☆		
	I. 高齢者雇用対策			
	1. 65歳までの雇用の確保			
	(1) 高齢者雇用状況報告制度の運用			
	① 報告提出関係事務			
	② 指導対象事業所台帳の整備	△		
	(2) 高齢者雇用確保措置導入啓発指導			
	① 高齢者雇用確保措置導入の啓発(高齢者雇用推進委員会等)	△		
	② 指導計画(都道府県高齢協会との連携計画の策定(年間計画)(局・所・高齢協会))			
	③ 個別指導	☆	求人開拓や他の事業主指導と併せて行うなどにより各局・所の実情に応じて行う。	
	④ 都道府県高齢協会との連絡調整(同行(企業への文書発出等))			

高	⑤ 文書による指導	△			
	⑥ 指導のフォローアップ	☆			
	⑦ 集団指導	△			
	⑧ 高齢者雇用確保措置推進指導実施状況報告				
	(3) 60歳未満定年企業に対する指導				
	① 定年制の状況把握	△			
	② 個別指導の実施	△			
	(4) 高齢者雇用推進者選任指導				
	① 高齢者雇用推進者選任指導	△			
	(5) 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構による相談援助等				
高	① アドバイザーによる相談援助事業〔高障機構〕				
	② アドバイザーによる企画立案事業〔高障機構〕				
	③ 高齢者労務相談員等による相談事業〔高障機構〕				
	④ 事業主等に対する講習・研修事業〔高障機構〕				
	⑤ 管理者及び従業員研修事業〔高障機構〕				
	⑥ 従業員に対するセミナー事業〔高障機構〕				
	⑦ 産業別高齢者雇用推進事業〔高障機構〕				
	⑧ 高齢者ワークシェアリング推進事業〔高障機構〕				
	⑨ 高齢者就業形態開発支援事業〔高障機構〕				
	⑩ 再就職支援コンサルタントによる事業主に対する支援事業〔高障機構〕				
	⑪ 高齢者等の雇用に係る調査研究〔高障機構〕				
	⑫ 事業主との共同研究〔高障機構〕				
	⑬ 情報収集・提供等の事業〔高障機構〕				
	⑭ 継続雇用定着促進助成金の支給〔高障機構〕				
	⑮ 継続雇用定着促進助成金の不支給要件の確認				
	⑯ 高齢者等共同就業定着支援（フォローアップ）事業〔高障機構〕（再掲E3(2)③）				
	(6) 高齢者雇用促進月間〔高障機構〕				
	① 周知・啓発広報〔高障機構〕				
	② 全国高齢者雇用フェスタの開催〔高障機構〕				
	③ 都道府県高齢者雇用フェスタの開催〔高障機構〕				
	④ 都道府県高齢者雇用フェスタの開催の協力	△	高齢者雇用促進に関する啓発・広報等として効果的であり、協力すべきと判断するものについては各局・所の実情に応じて行う。		
	⑤ 高齢者雇用開発コンテスト〔高障機構〕				
	⑥ 高齢者雇用開発フォーラムの開催〔高障機構〕				

高	(7) 高年齢者雇用環境整備に関する融資制度〔日本政策投資銀行〕			
	(8) 65歳継続雇用達成事業に関する取組の支援			
	① 実施計画の策定			
	② 実施状況のフォローアップ	☆		
	③ 業務報告			
	2. 年齢にかかわらず働ける社会の実現に向けた基盤づくり事業〔高障機構〕			
	3. 中高年齢者の再就職の促進			
	(1) 再就職援助の促進等			
	① 高齢者の趣旨、再就職援助計画制度、在職者求職活動支援助成金等の周知	☆		
	② 高年齢者雇用推進委員会の設置・運営	△		
	③ 再就職援助計画の作成要請	☆		
	④ 再就職援助計画の作成の仕方、再就職援助措置の話し方に要する相談・援助	☆		
	⑤ 再就職援助計画書交付報告書の受理			
	⑥ 再就職援助の実施状況のフォローアップ	☆		
	⑦ 再就職援助基本計画書の受理			
	⑧ 在職者求職活動支援助成金の支給〔高障機構〕(再掲D3(2)①)			
	⑨ 在職者求職活動支援助成金の不支給要件の確認(再掲D3(2)②)			
	⑩ 業務報告			
	(2) 移動高年齢者等雇用安定助成金関係審査事務			
	① 移動再構築計画及び移動高年齢者等雇用安定計画の作成に係る相談・援助	△		
	② 事業再構築計画及び移動高年齢者等雇用安定計画の受理			
	③ 事業再構築計画及び移動高年齢者等雇用安定計画の審査、(不)認定通知			
	④ 移動高年齢者等雇用安定助成金の支給〔高障機構〕(再掲D3(4)①)			
	⑤ 移動高年齢者等雇用安定助成金の不支給要件の確認(再掲D3(4)②)			
	⑥ 業務報告			
	(3) 多数離職届			
	① 多数離職届の提出指図	△		
	② 多数離職届の受理			
	③ 業務報告			

高	(4) 高齢者職業相談室(地域高齢者再就職支援事業を含む)			
	① 市区町村等との連携に係る業務計画の策定	△		
	② 運営管理	△		
	③ 業務報告			
	(5) 中高年齢失業者等求職手帳			
	① 申請の受理			
	② 審査関係			
	③ 発給・不発給手続			
	④ 就職促進の措置の指示・進路指導の実施・就職指導の実施・職業紹介	△		
	⑤ 業務報告			
	(6) 官公庁等における高齢者雇用率制度			
	① 報告関係事務			
	② 達成要請	×		
	(7) 中高年齢者に対する就職支援			
	① 中高年トライアル雇用の勧奨・指導	☆		
	② 中高年トライアル雇用の勧奨金の支給			
発	(8) 各種給付金(職業転換給付金・特開金等)の支給			
	(9) 身元保証			
	① 安定所長による記載証明			
	② 身元保証証明書の交付(機構)			
高	③ 事業所との身元保証契約(機構)			
	4. 高齢者の社会参加の促進			
	(1) シルバー人材センター事業等			
	① 補助金交付申請[シルバー連合・局]			
	② 補助金交付決定[シルバー連合・局]			
	③ 補助事業実施状況報告[シルバー連合・局]			
	④ 補助金確定積算・実績報告[シルバー連合・局]			
	⑤ シルバー人材センター事業[シルバー連合・局]			
	⑥ 介護サービス促進事業[シルバー連合・局]			
	⑦ 高齢者生活援助サービス事業[シルバー連合・局]			
	⑧ 高齢者活用子育て支援事業[シルバー連合・局]			
	⑨ 地域高齢者社会参加促進事業[シルバー連合・局]			
	⑩ ワークプラザ奨励事業[シルバー連合・局・全シ協]			
	(2) シニアワークプログラム事業			
	① 委託契約[シルバー連合・局]			
	② 委託費確定積算・実績報告[シルバー連合・局]			

高	③ 技能講習事業[シルバー連合・局]			
	④ 職業紹介事業[シルバー連合・局]			
	⑤ 職場体験講習事業[シルバー連合・局]			
	⑥ 運営管理[シルバー連合・局・安定部]	☆		
	(3) 高齢者等共同就業機会創出助成金			
	① 高齢者等共同就業機会創出助成金の支給[高障機構](再掲・E3(2)①)			
	② 高齢者等共同就業機会創出助成金の不支給要件の確認(再掲・E3(2)②)			
	③ 高齢者等共同就業定着支援(フォローアップ)事業[高障機構](再掲E3(2)③)			
	(4) 高齢者雇用就業機会提供事業[高齢協会]			
	5. 高齢期雇用就業支援事業(高齢期雇用就業支援コーナー)[高障機構]			
	(1) 事業計画の策定[高障機構]			
	(2) 運営管理[高障機構]			
	(3) 業務報告[高障機構]			
障	J. 障害者雇用対策			
	1. 障害者を雇用する事業主に対する指導・援助			
	(1) 障害者雇用状況報告・障害者である職員の任免状況通報制度の運用			
	① 報告提出関係事務			
	(2) 障害者雇用率達成指導			
	① 行政措置(計画作成命令・適正実施勧告・特別指導等)の実施	☆		
	② 幹部職員による指導	☆		
	③ 市町村部局に対する指導	☆		
	④ 障害者雇用促進セミナー等の実施	☆		
	(3) 障害者雇用納付金制度の運用			
	① 納付金の徴収・雇用調整金の支給・報奨金の支給[高障機構]			
	② 納付金に基づく各種助成金の支給[高障機構]			
	(4) 障害者雇用継続助成金の支給[高障機構]			
	(5) 障害者職場定着推進チームの育成[高障機構]			
	⑥ 障害者雇用推進者・障害者職業生活相談員の兼任指導	△		
	⑦ 障害者解雇届の運用	☆		
	⑧ 障害者雇用連絡会議	☆	各局の実情に応じて、他の会議と合同開催とすることは可とする。	
	⑨ 都道府県障害者雇用連絡協議会			

障 害 者	(10) 障害者雇用促進運動			
	① 周知・啓発広報(局・所・高障機構)	△	マスメディアの有効活用など職員の動員を要さない効率的な形態で実施する	
	② 障害者雇用促進全国表彰式(本省、高障機構)			
	③ 都道府県障害者雇用促進大会の開催(地方障害者協会)			
	④ 障害者雇用優良事業所等表彰(大臣表彰、高障機構理事長表彰)の推薦(本省、高障機構、地方障害者協会)			
	⑤ 障害者雇用優良事業所等表彰(大臣表彰)の伝達表彰(高障機構・地方障害者協会)		各局の判断で基本業務に支障のない範囲で支援することは妨げない。	
	⑥ 障害者雇用優良企業等表彰(高障機構理事長表彰)の伝達表彰(高障機構・地方障害者協会)			
	⑦ 障害者雇用促進月間ポスター原画募集(高障機構)			
	⑧ 障害者雇用職場改善好事例募集(高障機構)			
	(11) 障害者雇用関係税制に係る報告			
	2. 障害者に対する職業リハビリテーション			
	(1) 公共職業安定所による障害者に対する職業相談・職業紹介			
	① 障害者求職者の開拓(障害者求人開拓推進員の活用等)	☆		
	② 職業相談・職業紹介	☆		
	③ 障害者試行雇用事業の奨励・指導	☆		
	④ 障害者試行雇用事業に係る奨励金支給業務			
	⑤ 集団面接会の開催	☆	開催回数や規模等については地域の実情に応じた柔軟なものとする。	
	⑥ 出張相談	△		
	(2) 障害者に対する職業訓練・職場適応訓練	☆		
	(3) 各種給付金(職業転換給付金・特開金等)の支給			
	(4) 身元保証			
障 害 者	① 安定所長による記載証明			
	② 身元保証証明書の交付(機構)			
	③ 事業所との身元保証契約(機構)			
	(5) 職場適応・定着指導(障害者雇用支援相談員の活用等)	☆		
	(6) 公共職業安定所・都道府県労働局による職業リハビリテーションサービス			
	① 医療機関等と連携した精神障害者のジョブガイダンス事業	☆		
	(7) 障害者職業センターによる職業リハビリテーションサービス			
	① 職業評価・職業指導・職業講習(高障機構)			
	② 職業準備支援事業(高障機構)			
	③ 地域の専門家を活用した雇用管理サポート事業(高障機構)			
	④ 職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援事業(高障機構)			
	⑤ 精神障害者の職場復帰支援事業(高障機構)			

外	(8) 障害者就業・生活支援センターによる就業・生活支援〔障害者就業生活支援センター・県・局〕				
	(9) 第3セクター方式による重度障害者雇用企業の育成〔県〕				
	(10) 第3セクター方式による知的障害者能力開発センターの設置育成〔県〕				
	(11) その他各種団体への委託事業				
	① 障害者職業自立等啓発事業〔障害者団体〕				
	K.外国人雇用対策				
	1. 外国人労働者の就労環境の一層の整備				
	(1) 外国人雇用状況報告制度の運用				
	① 制度の周知	☆			
	② 説明会の開催	△	地方局の実情に応じ、外国人以外の説明会の活用可		
	③ 報告提出関係事務				
	(2) 外国人求職者に対する職業紹介				
	① 外国人が応募可能な求人の確保	△	外国人求職者の多い地域では充実実施		
	② 「外国人雇用サービスセンター」に対する求人の連絡				
	③ 日系人雇用サービスセンターに対する求人の連絡				
	④ 外国人求職者に対する職業紹介				
	⑤ 外国人雇用サービスセンターの運営・維持	△	外国人が多い地域において実施		
	⑥ 外国人雇用サービスセンターの運営・維持	△	外国人が多い地域において実施		
	⑦ 卒業後の就職を希望する留学生に対する支援事業	△	留学生の多い地域において実施		
	⑧ 日系人雇用サービスセンターの運営・維持	△	日系人が多い地域において実施		
	⑨ 日系人職業生活相談室の運営・維持	△	日系人が多い地域において実施		
	⑩ 日伯間の公的就労経路関係業務				
	⑪ 日系人失業者等に対する就労支援	☆	該当所において実施		
	⑫ 外国人求職者対応に係る業務報告				
	(3) 事業主等に対する指導・援助等				
	① 外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針に基づく事業主への指導・援助	☆			
	② 外国人雇用管理アドバイザー制度の運用	☆			
	③ 外国人雇用管理セミナーの開催	△	地方局の実情に応じ、外国人以外の説明会等の活用可		
	④ 事業主団体との懇談会	△	地方局の実情に応じ、外国人以外の懇談会等の活用可		

外	⑤「外国人労働者問題啓発月間」に係る周知・啓発	☆			
	⑥「外国人労働者問題啓発月間」に係る講演会の開催	△	地方局の実情に応じ実施		
	⑦事業主対応に係る業務報告				
	(4) 適正就労の推進等				
	①警察庁、法務省等関係行政機関との連携	☆			
	②事業主等への啓発・指導	☆			
	③関係行政機関への情報提供	☆			
	④適正就労等対策に係る業務報告				
L. 特別雇用対策					
建	1. 建設労働対策				
	(1) 建設事業主等に対する啓発指導				
	①雇用管理責任者の選任指導	☆			
	②建設労働者の募集の届出				
	③建設労働者募集届及び建設労働者募集従事者証交付状況報告				
	④雇入れ通知書の交付の徹底指導	☆			
	⑤建設雇用改善推進員による建設事業主等に対する啓発、指導及び援助				
	⑥建設雇用改善推進員の委嘱報告				
	⑦建設労働者の募集に関する事業主に対しての指導及び関係請負人に関する書類の備え付けに関する元方事業主に対しての指導	☆			
	(2) 建設労働者の能力の開発・向上、福祉の増進等				
	①建設雇用改善指導員による雇用管理改善の相談援助〔機構〕				
	②雇用管理研修〔機構〕				
	③建設雇用改善助成金の支給〔機構〕				
	④建設雇用改善助成金の不支給要件の確認〔局・機構〕				
	⑤建設雇用改善推進会議〔局・所・機構〕	☆			
	⑥建設雇用改善推進会議報告				
	⑦建設業雇用管理改善支援事業〔機構〕				
	⑧建設業人材育成総合支援事業〔機構〕				
	(3) 建設雇用改善推進月間及び大会の実施				
	①建設雇用改善推進に係る広報周知〔局・所・機構〕	△	パンフレットの配付、ポスターの掲載以外の方法については、地方に任せる		
	②建設雇用改善推進大会の開催〔機構・局・所〕	△			
	③優良事業所の表彰〔機構・局・所〕				
	(4) 建設労働者雇用安定支援事業〔全国建設業協会〕				

建	2. 港湾労働対策	対象局(東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫、山口、福岡)のみ		
	(1) 港湾労働者の能力の開発・向上、福祉の増進等			
	① 雇用管理者の選任指導	△		
	② 雇用管理者研修〔港湾労働安定センター〕			
	③ 雇用管理の改善に関する指導・勧告	☆		
	④ 港湾労働者就労状況報告等			
	⑤ 港湾労働者証の交付			
	⑥ 港湾雇用秩序連絡会議	△		
	⑦ 関係行政機関による合同パトロールの実施	△		
	(2) 港湾労働者派遣事業の許可・届出制度の運用			
	(3) 港湾労働者派遣事業制度の適正な運用の確保			
	① 制度等の周知	☆		
	② 指導監督	☆		
	③ 派遣元責任者講習〔港湾労働安定センター〕			
	④ 情報の収集、整理及び提供〔港湾労働安定センター〕			
	⑤ 労働者派遣契約の締結についてのあわせん〔港湾労働安定センター〕			
	(4) 港湾労働者雇用安定センターによる業務〔港湾労働安定センター〕			
	(5) 港湾労働法遵守強化旬間の実施			
	① 港湾労働法に係る広報周知	☆		
	② 港湾雇用秩序連絡会議の構成員等による共同パトロールの実施	☆		
	③ 関係事業主に対する指導会議の実施	☆		
	3. 沖縄雇用対策			
	① 沖縄雇用問題懇談会の開催	△		
	② 県内企業に対する雇用管理改善指導	△		
	③ 産業・職業セミナー	△		
	④ 沖縄失業者求職手帳発給に基づく職業相談・職業紹介	☆		
	⑤ 沖縄振興特別措置法対象者の職業紹介状況報告			
	⑦ 各種給付金(職業転換給付金・特開金等)の支給			
	⑧ 就職資金貸付〔機構〕			
	4. 駐留軍関係離職者対策			
	① 駐留軍関係離職者就職指導票交付に基づく職業相談・紹介等			
	② 各種給付金(職業転換給付金・特開金等)の支給			

発	5. 母子家庭の母等の雇用対策			
	① 職業相談・職業紹介(職業相談員(其婦担当))	☆		
	② 各種給付金(職業転換給付金・特開金・試行雇用奨励金等)の支給			
	6. 季節労働者対策			
	① 公共事業の早期工注・冬期施行に係る要請	△		
発	② 通年雇用安定給付金の活用			
	③ 通年雇用安定給付金の実績報告(制度対象の局)			
	7. アイス地区住民の雇用対策			
	(1) 職業相談・職業紹介等			
	① 指定中学に係る特別職業指導	△		
	② 職業相談・職業紹介(職業相談員(アイヌ担当))	☆		
	③ 職業相談員(アイヌ担当)の経路交流会	△		
	④ 職業安定のための事業主説明会	△		
	(2) 常用就職の促進			
	① 就職資金貸付[機構]			
	② 各種給付金(職業転換給付金・特開金等)の支給			
	(3) 職業訓練の受講促進			
	① 職業訓練受講奨励金等補助事業(職業訓練受講奨励金・職業訓練受講支度金)[能開局]			
	8. 中国残留邦人等永住帰国者の雇用対策			
	(1) 中国帰国者定着促進センター等による職業相談[中国帰国者定着促進センター等]			
総	(2) 各種給付金(職業転換給付金・特開金等)の支給			
	(3) 身元保証			
	① 安定所長による記載証明			
	② 身元保証証明書の交付[機構]			
	③ 事業所との身元保証契約[機構]			
	9. 北朝鮮帰国被害者等の雇用対策			
	① 職業相談・職業紹介			
	② 各種給付金(職業転換給付金・特開金等)の支給			
	10. インドシナ難民等の雇用対策			
	① 求人開拓・国際救援センターへの求人取り次ぎ・求人情報調査	△		
	② 国際救援センターによる無料職業紹介[国際救援センター]			
	③ 職場適応指導[国際救援センター]			
	④ 各種援護措置(雇用開発助成援助費等)の活用[国際救援センター]			

発	11. 在日韓国・朝鮮人の就職の機会均等の確保対策			
	① 事業主啓発説明会等による周知・啓発	☆		
	② 不適正事象への個別指導	☆		
	12. 公正な採用選考の推進			
	(1) 事業主に対する啓発・指導			
	① 全国高等学校統一な要項紙等の適正な応募書類の周知徹底	☆		
	② 公正採用選考人権啓発推進員制度の運用	☆		
	③ 企業トップクラスに対する研修会の開催	☆		
	④ 小規模事業所に対する啓発指導（採用選考自主点検システムの配布）	☆		
	⑤ 公正な採用選考についての各種啓発資料の作成・配布	☆		
	⑥ 就職差別事象等を志記した企業に対する調査及び個別指導	☆		
	(2) 各種給付金（職業転換給付金・特開金等）の支給			
発	13. 農山村雇用対策			
	(1) 農林業等就職促進支援事業			
	① 農林業等就職相談コーナー等における農林漁業求職者に対する職業相談等	☆	該当所においては重点的に実施（「『農林業をやってみよう』プログラム」策定による）	
	② 農林業等就職相談コーナー運営状況報告			
	(2) 農山村雇用開発推進事業			
	① 農山村雇用開発計画の作成支援	△	地域からの申出があった際には、積極的に支援する。	
	② 地域雇用開発促進助成金の支給（再掲・E6(2)①）			
	③ 地域雇用開発促進助成金受給資格・支給決定等状況報告（再掲・E6(2)②）			
	(3) 農業者転職対策			
	① 農業者転職対策会議の開催	△		
	② 離農転職希望者に対する職業相談・職業紹介等（農業者転職相談員）	△		
	③ 農村人材銀行の設置	△		
	④ 各種給付金（職業転換給付金・特開金等）の支給			
	14. 林業労働者対策			
	(1) 林業労働力確保支援センター等による林業雇用改善促進事業〔林業労働力確保支援センター・局等〕			
	(2) 林業振動障害軽快者の再就職促進			
	① 集団面接会	△		
	② 職業相談（林業振動障害者職業復帰推進員）	△		

発	15. 出稼労働者対策			
	(1) 地元における就労機会の確保			
	① 各種助成措置(地域雇用開発促進助成金等)の活用促進(再掲・E4(2)①)			
	(2) 送出地における出稼労働者の安定就労の促進・福祉増進			
	① 出稼労働者手帳の交付[所・県]			
	② 出稼労働者台帳の作成			
	(3) 出稼援護事業の推進			
	① 巡回職業相談[県]			
	② 出稼労働者に対する相談・指導(地域相談指導員)[県]			
	③ 労働者募集に関する事業主指導等[県]			
	④ 健康診断[県]			
	⑤ 安全講習会[県]			
	⑥ 技能講習会[県]			
	⑦ 安全就労促進集会[県]			
	⑧ グループリーダー育成集会[県]			
	⑨ ふるさとだより・地方新聞の配布[県]			
	(4) 受入地における出稼労働者の安定就労の促進・福祉増進			
	① 出稼労働者関係事業所台帳の作成	△		
	② 事業主との就労問題打合せ	△		
構	16. 漁業離職者対策			
	(1) 漁臨法に基づく漁業離職者対策			
発	① 漁業離職者求職手帳の発給			
	② 各種給付金(職業転換給付金・特開金等)の支給			
構	(2) 漁特法に基づく漁業離職者対策			
	① 漁業離職者求職手帳の発給			
発	② 各種給付金(職業転換給付金・特開金等)の支給			
構	17. 本州四国連絡橋建設に伴う雇用対策			
	(1) 一般旅客定期航路事業等離職者対策			
発	① 一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳の発給			
	② 各種給付金(職業転換給付金・特開金等)の支給			
構	(2) 港湾運送事業離職者対策			
	① 港湾運送事業離職者求職手帳の発給			
発	② 各種給付金(職業転換給付金・特開金等)の支給			
	18. 失業対策諸事業			
	① 特定地域開発就労事業			

企	19. 炭鉱労働者対策			
	① 炭鉱離職者求職手帳発給に基づく職業相談・職業紹介			
	② 炭鉱労働者の雇入れ及び離職の状況に関する報告(四半期報)			
	③ 各種給付金(職業転換給付金・特開金等)の支給			
	20. 日雇労働者対策			
企	① 日雇職業紹介			
	② 日雇労働者職業紹介状況報告について			
	③ 日雇労働者求人開拓実施状況について			
	④ 公共事業に係る失業者吸収率の適用状況報告			
	⑤ 日雇労働者が集中する特別地区の日雇労働者を対象とした技能講習の実施			
	⑥ 常用化を希望する日雇労働者を対象とした試行雇用の奨励・指導	△		
	⑦ 常用化を希望する日雇労働者を対象とした試行雇用奨励金の支給			
	21. ホームレスの雇用対策			
	① 職業相談・職業紹介(職業相談員)	☆		
	② ホームレス自立支援事業に係る職業紹介状況報告について			
業	③ 自立支援センターに入所しているホームレスを対象とした技能講習の実施			
	④ ホームレスを対象とした試行雇用	△		
	⑤ ホームレスを対象とした試行雇用奨励金の支給			
	22. その他の職業紹介サービス			
	(1) パートタイマー雇用対策			
	① パートバンク・パートサテライトの運営(再掲:A3(2)④)	△	通達に従って運営する	
	② 短時間労働者雇用管理改善指針の周知	☆		
	③ パートタイマー職業教室の開催	△	必要があれば行う	
	② 要保護者に対する職業相談・職業紹介	△	同上	
	③ 暴力団離脱者に対する職業相談・職業紹介	△	同上	
総	④ 釈放者等に対する職業相談・職業紹介	△	同上	
	⑤ 船員に対する職業相談・職業紹介	△	同上	
	⑥ 自衛隊退職者に対する職業相談・職業紹介	△	同上	
	(8) 一般求職者に対する就職資金貸付			
	① 就職資金貸付[機構]			
	② 就職資金貸付に係る安定所長による記載証明			

保	M. その他の給付金の支給				
	1. 政府退職者失業給付				
	2. 船員保険失業給付				
政	N. 調査統計				
	1. 職業安定業務統計				
	(1) 定例業務報告(総合的雇用情報システムの自動集計によらないもの)				
	(2) 季節労働に係る産業別新規求人・充足状況報告				
	2. 特別調査				
	(1) 雇用状況実態調査				
セ 総 発	O. 周知・広報				
	① ハローワークインターネットによる周知広報[本省]				
	② 各労働局・安定所の広報誌の作成配布	△			
	③ 雇用関係給付金制度に係る総合相談窓口の設置	☆			
業 総	P. 関係機関との連携				
	① 雇用対策推進協議会の開催	☆			
	② 雇用対策連絡調整会議の開催	☆			
総	Q. 勤労者福祉施設に係る事務				
	① 住宅入居者に係る安定所長証明				

平成 1 6 年度 雇用均等行政関係業務の重点化ガイドラインについて

平成16年度業務の重点化ガイドライン

- 各局が主体となり本省より指示した手法によって必ず実施するもので、全国一律に雇用均等行政の重点業務として取り扱うもの。
 - ◇ 各局が必ず実施するものであるが、他の場を活用する等効率的な実施の手法は各局で工夫するもの。
 - △ 管内の女性労働者等を取り巻く環境に応じて当該業務の実施の要否も含めた検討を各局で行い、業務の重点化を図るもの。
- 受 受動業務

項目	重点	内容
1 均等取扱いのための適切な行政指導の実施	○	均等法第25条に基づく計画的事業場訪問による報告徴収
	受	相談を端緒とする均等法第25条に基づく報告徴収
	○	報告徴収の結果に基づく行政指導
2 均等取扱いに関する個別紛争解決の援助	受	均等法第13条に基づく労働局長による助言、指導、勧告
	受	均等法第14条に基づく機会均等調停会議による調停
	◇	個別紛争解決援助についての女性労働者等への周知
3 女子学生等の就職に関する均等な機会の確保	◇	企業の採用担当者等を対象とする選考ルールの徹底
	◇	企業における女子学生の採用実績を把握し、男女差の大きい企業に対する均等法25条に基づく報告徴収、助言、指導の実施
	△	女子学生に対する意識啓発
	△	女子生徒等に対する意識啓発
4 男女間賃金格差解消に係る周知啓発	◇	男女間の賃金格差解消のための賃金管理及び雇用管理改善方策に係るガイドラインの周知啓発
5 女性の能力発揮促進のためのポジティブ・アクションの推進	◇	企業に対する啓発指導
	◇	地方女性の活躍推進協議会の開催
	△	機会均等推進責任者の選任勧奨
	◇	機会均等推進責任者セミナーの実施
	◇	「均等推進企業表彰」の公募に係る広報
	受	「均等推進企業表彰」の実施
6 職場におけるセクシュアルハラスメント防止対策の推進	○	報告徴収の結果に基づく行政指導
	受	相談を端緒とする均等法第21条についての指導
	△	業種別使用者団体や中小企業団体等と連携した防止のための集団指導
7 母性健康管理対策の推進	△	企業に対し自主点検等を活用したセクシュアルハラスメントの実態及び問題点の把握、防止対策の実施の促進
	○	報告徴収の結果に基づく行政指導
8 男女雇用機会均等法の周知徹底	◇	母性健康管理に関する措置の周知及び母性健康管理指導事項連絡カードの活用促進
	◇	男女雇用機会均等月間の実施
	△	均等法説明会の開催など労使への周知啓発
9 次世代育成支援対策	△	女性労働者、女子学生等に対する法の周知
	○	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出等についての周知等
10 育児・介護休業法に基づく行政指導等の実施	○	事業主を対象とした集団指導
	受	相談を端緒とする育児・介護休業法第56条に基づく報告徴収

	○	計画的事業所訪問による育児・介護休業法第56条に基づく報告徴収
	○	報告徴収の結果に基づく行政指導
	△	労働局幹部による管内トップ企業に対する個別指導
	△	職業家庭両立推進者の選任勸奨（集団指導時及び報告徴収時を除く）
	△	職業家庭両立推進者講習会の実施
1.1 改正育児・介護休業法の周知（成立後）	○	改正育児・介護休業法の周知
1.2 職業生活と家庭生活との両立の推進に関する周知啓発	◇	「仕事と家庭を考える月間」の実施
	◇	労使トップ層はじめ事業主、労働者等に対する周知啓発
1.3 ファミリー・フレンドリー企業の普及促進	◇	両立指標の活用等によるファミリー・フレンドリー企業の普及促進
	◇	「ファミリー・フレンドリー企業表彰」の実施
1.4 パートタイム労働対策の推進	○	計画的事業所訪問の際の、パートタイム労働法第10条に基づく短時間雇用管理者等についての報告徴収
	受	相談を端緒とするパートタイム労働法第10条に基づく報告徴収
	○	報告徴収の結果に基づく行政指導
	◇	パートタイム労働法及び指針について、集団説明会の開催などによる周知啓発
	△	短時間雇用管理者の選任勸奨（報告徴収時を除く）
	◇	短時間雇用管理者講習会の実施
	△	パートタイム労働者への情報提供
	受	短時間労働者雇用管理改善等助成金の指定業務の実施
1.5 在宅ワーク対策の推進	△	ガイドライン等の周知啓発